

## 新型コロナウイルス感染症関連の保証制度に関するよくある質問

ここでは、新型コロナウイルス感染症関連の保証制度についての「よくある質問」をまとめています。当協会を初めてご利用になる方については、当協会ホームページの「ご利用ガイド」にも「Q&A（よくある質問）」として基本項目をまとめていますので、そちらもぜひご覧ください。

The screenshot shows the website interface for the Yokohama Credit Guarantee Association. The top navigation bar includes 'ホーム', '横浜市信用保証協会について', 'ご利用ガイド', '保証制度のご案内', 'ご相談窓口', and '金融機関専用ページ'. The 'ご利用ガイド' link is highlighted with a red dashed box. Below the navigation bar, the breadcrumb trail reads 'ホーム > ご利用ガイド > Q&A (よくある質問)'. The main content area is titled 'Q&A (よくある質問)' and contains a table of contents with two main categories: '保証のご利用について' and '信用保証料について'. The 'よくある質問' link in the left sidebar is also highlighted with a red dashed box.

### 【保証制度について】

Q1 新型コロナウイルス感染症関連の保証制度を利用して、いくらまで借入することが可能ですか？

A 最大で、一般保証の限度額 2 億 8,000 万円、セーフティネット保証の限度額 2 億 8,000 万円、危機関連保証の限度額 2 億 8,000 万円の合計 8 億 4,000 万円（うち無担保限度 2 億 4,000 万円）です。なお、実際に借入することができる金額は、金融機関および当協会の審査により異なる場合があります。

	無担保	有担保	合計
一般保証	8,000 万円	2 億円	2 億 8,000 万円
セーフティネット保証	8,000 万円	2 億円	2 億 8,000 万円
危機関連保証	8,000 万円	2 億円	2 億 8,000 万円
合計	2 億 4,000 万円	6 億円	8 億 4,000 万円

Q2 一般保証、セーフティネット保証、危機関連保証に対応する横浜市中企業融資制度は何ですか？

A 下の表のとおりです。

		横浜市中企業融資制度名称
一 般 保 証		経済変動対応資金（新型コロナウイルス）
セーフティネット保証	4号	新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上20%以上減少型）
	5号	新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上5%以上減少型）
危 機 関 連 保 証		新型コロナウイルス感染症緊急対策資金（売上15%以上減少型・別枠プラス）

それぞれの制度の概要については、当協会ホームページをご覧ください。

重要なお知らせ

## 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける中小企業の皆さまへの支援策、相談受付(平日・休日)対応、保証制度のご案内

新型コロナウイルス感染症で影響を受けられた中小企業の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。影響を受けられた方への支援策をまとめたパンフレットが、経済産業省により作成されています。内容は、逐次、最新情報に変更されるため、最新版は[経済産業省ホームページ](#)にてご確認ください。

当協会では、同様に影響を受ける中小企業の皆さまからの借入保証に関するご相談を**休日**も受け付けています。また、横浜市中企業融資制度において、売上が減少する等の影響を受けた方を対象とした保証制度が設置されていますので、ご案内いたします。

●相談窓口

平日 午前9時～午後5時20分  
本所・支所のご相談窓口  
※ご相談窓口については、[こちら](#)をご覧ください。

休日 午前9時～午後5時  
電話相談窓口 電話番号：045-642-4423

●保証制度（横浜市中企業融資制度）

- 売上が15%以上減少し、危機関連保証の認定を取得された方(注1)  
[新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上15%以上減少型・別枠プラス）](#)
- 売上が20%以上減少し、セーフティネット保証4号の認定を取得された方(注2)  
[新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上20%以上減少型）](#)
- 売上が5%以上減少し、セーフティネット保証5号の認定を取得された方(注2)  
[新型コロナウイルス感染症対策特別資金（売上5%以上減少型）](#)
- 最近1か月の売上高又は売上総利益率が、前年3か月のいずれかの年の同月と比較して、5%以上減少している方  
[経済変動対応資金（新型コロナウイルス）](#)

Q3 セーフティネット保証や危機関連保証を利用する場合、何か特別に必要な書類がありますか？

A セーフティネット保証（4号または5号）や危機関連保証を利用する場合には、通常の申込書類とは別に、横浜市長が発行する「認定書」が必要になります。なお、横浜市外にも事業所等がある方については、他の市区町村長または特別区長（東京23区）が発行する「認定書」でも可能です。認定書については、Q4～10もご覧ください。

## 【認定書について】

### Q4 認定書はどこに行けば取得できますか？

A J R 関内駅北口またはみなとみらい線馬車道駅7番出口、いずれからも徒歩5分の場所にある横浜メディア・ビジネスセンター7階の「セーフティネット認定窓口 (TEL: 045-662-8931)」に申請してください。

申請にあたっては、横浜市ホームページの「優先予約フォーム」から事前予約をしていただくと比較的スムーズに手続きができますが、混雑状況によってはお待ちいただくこともあります。

### Q5 認定書を取得するために必要な要件はありますか？

A セーフティネット4号認定の場合は売上等が20%以上減少していること、セーフティネット5号認定の場合は指定業種に該当し、かつ売上等が5%以上減少していること、危機関連保証の認定の場合は売上等が15%以上減少していることがそれぞれ必要となります。認定の詳細な要件や必要書類については「セーフティネット認定窓口」にお問い合わせください。

### Q6 どのような業種でも認定書を取得することができますか？

A セーフティネット保証4号および危機関連保証に関する認定については、保証対象業種であればどのような業種でも要件に該当すれば取得することができます。

なお、セーフティネット保証5号については指定業種が定められていて、指定業種は3か月ごとに見直されます。令和2年4月1日から6月30日までの指定業種については、当協会ホームページの「ニュース欄」を経由して経済産業省ホームページにてご確認ください。



### Q7 創業後1年未満でも認定書を取得できますか？

A 業歴3か月以上であれば取得可能です。

業歴3か月以上1年1か月未満の場合、原則として以下の①～③のいずれかの基準を満たしてい

ることが必要です。

- ①直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、各基準以上に減少している。
- ②直近1か月の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較して各基準以上に減少していて、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍と比較して、各基準以上に減少することが見込まれる。
- ③直近1か月の売上高等が、令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して、各基準以上に減少していて、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年10月から12月の売上高等と比較して、各基準以上に減少することが見込まれる。

なお、詳しくは「セーフティネット認定窓口」までお問合せください。

**Q8** 試算表を作成していない場合、売上を確認するための資料はどうすればいいですか？

A 試算表のほか、売上帳、売上台帳等が考えられます。また、決算や確定申告の基礎となる資料として、定期的に継続して作成している計数資料なども確認するための資料になり得る場合がありますので、認定に必要な資料についてご不明な場合は「セーフティネット認定窓口」にお問い合わせください。

**Q9** 認定書を取得した後、いつまでに保証協会に申込みを行えばいいですか？

A 認定書の有効期間（発行日から30日）内に、認定書を添えて当協会に保証の申込みを行うことが必要です。なお、「危機関連保証」または「新型コロナウイルス感染症緊急特別資金（売上15%以上減少型・別枠プラス）」については、令和3年1月31日までに金融機関が貸付実行まで行っていない限りという制約がありますのでご注意ください。

**Q10** 横浜市以外の市区町村長または特別区長（東京23区）が発行する認定書でも申込み可能ですか？

A 可能です。ただし、保証の取扱いについては、横浜市内に事業実態があることが必要となります。

#### 【創業して間もない方について】

**Q11** 創業して1か月ですが、新型コロナウイルス感染症関連の保証制度を利用することはできますか？

A 誠に申し訳ございません。創業後3か月未満の方は、新型コロナウイルス感染症関連の保証制度をご利用いただくことはできません。

創業して間もない方に向けた「創業おうえん資金」、創業して間もない女性向けの「女性おうえん資金」、創業して間もない50歳以上の方向けの「シニアおうえん資金」など、お客さまに応じた保証制度をご案内いたしますので、お気軽に当協会窓口へご相談ください。

【その他】

Q12 補助金や助成金について相談したいです。

A 経済産業省ホームページに新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さまに向け、補助金や助成金などを含めた各種支援策をまとめた「パンフレット」が掲載されています。当協会ホームページに経済産業省ホームページへのリンクを貼っていますので、そちらからご覧ください。

The screenshot shows a webpage with a blue header and a white main content area. The header contains the text: '新型コロナウイルス感染症で影響を受ける中小企業の皆さまへの支援策、相談受付(平日・休日)対応、保証制度のご案内'. Below the header, there is a paragraph of text. A red dashed box highlights a specific line of text: '最新情報は経済産業省ホームページにてご確認ください。'. Below this, there is a section titled '●相談窓口' with details about consultation hours and contact information. The text includes: '平日 午前9時～午後5時20分 本所・支所のご相談窓口 ※ご相談窓口については、こちらをご覧ください' and '休日 午前9時～午後5時 電話相談窓口 電話番号：045-662-6623'.

(令和2年4月1日現在)